

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義
共和国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
二	二 条約の主要な内容	一
三	三 条約の実施のための国内措置	二

一 概説

1 条約の成立経緯

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、ベトナム側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向け、平成三十一年（二十九年）一月に交渉を開始した。交渉の結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、令和元年（二十九年）七月一日に東京において、日本側阿部外務副大臣と、ベトナム社会主義共和国側レー公安次官により、この条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、ベトナムにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているベトナム人受刑者を本国に移送するための条件・手続等について定めたものであり、我が国がこの条約を締結することは、これらの受刑者の更生及び社会復帰の促進に寄与することにつながるとともに、刑事分野における二国間協力の発展に貢献するとの観点からも有意義であると認められる。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 「刑」、「刑を言い渡された者」、「判決」、「移送国」及び「受入国」について定義を定める（第一条）。

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従って移送国の領域から受入国の領域に移送されることができるとの一般原則を定める（第二条）。

3 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができることを定める（第三条）。

4 各締約国は中央当局を指定し、我が国については中央当局は外務省とし、ベトナム社会主義共和国については中央当局は公安省とする。両締約国の連絡は中央当局を通じて行うことを定める。（第四条）

- 5 移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた締約国は、移送に同意するかしないかについての決定を速やかに通報することを定める。(第五条)
- 6 この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき移送国から通知を受けるものとする。刑を言い渡された者が、自らの移送について移送国に対して関心を表明した場合には、移送国は、判決が確定した後速やかに、受入国にその旨を通報すること並びに移送国又は受入国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの締約国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知することを定める(第六条)。
- 7 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規律されること並びに受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることを定める(第九条)。
- 8 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができることを定める(第十条)。
- 9 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担することを定める(第十四条)。

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。